

○飯山市介護保険運営協議会規程

平成12年12月22日

訓令第7号

本庁各部課所室

出先機関

付属機関

(目的)

第1条 この訓令は、飯山市介護保険条例第23条の規定により飯山市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長をおき、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、任期満了後に協議会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、民生部保健福祉課が行う。

(補則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、飯山市介護保険条例の一部を改正する条例（平成12年飯山市条例第43号）施行の日（平成12年12月22日）から施行する。